

申し合わせ事項

「専任教員資格審査基準内規」第1条の「教育の研究上の基準」に加えて、次の基準を満たしていることがのぞましい。(H9. 8. 27) (H19. 3. 20)

- (1) 教授 専門分野に関する学術論文は約15以上であること。
- (2) 准教授 専門分野に関する学術論文は約6以上であること。
- (3) 専任講師、助教 専門分野に関する学術論文は約3以上であること。

なお、分野によってはこの限りではない。

「静岡産業大学教育職員任用及び昇任規程」に関する申し合わせ

(H11. 4. 28 H11. 5. 26 大学協議会)

- (1) 研究・教育の活性化のための社会人の任用審査は、担当科目と関連する職務上の実績を研究業績とみなし、「規程」「内規」を準用して総合的に審査することができる。
- (2) 大学運営、教育等に著しく寄与した者は、その実績を研究業績とみなし、「規程」「内規」を準用して総合的に審査することがある。
- (3) 教員の専門分野を明確にし、その専攻分野につき審査する。
審査論文は専門分野に関するものに限る。
- (4) 原則として審査論文（または著書）のうち1本以上は学会誌、専門誌等に掲載されたレフリー付き論文であること。
- (5) 審査委員会の委員は、審査対象教員の専門分野あるいは近接分野専攻の教授3名とする。
当該学部に該当教授がない場合で、かつ(4)が満たされていない者の審査にあたっては他学部の教授に委嘱し、あるいは他大学の教授等、第三者に委嘱することができる。